

首都圏在日外国人をターゲットとした誘客促進業務仕様書

1 業務名

首都圏在日外国人をターゲットとした誘客促進業務

2 業務目的

各国の大使館が集中する東京の地域性を活かし、大使館や首都圏在住外国人への福井県PRを行い、首都圏在住外国人の誘客、インバウンドへの誘客に波及させる。

3 履行期間

令和9年3月17日（水）

※履行期限は上記のとおりとするが、事業受託後速やかに業務に移り、成果物を順次納入すること

4 委託業務内容

(1) 大使館等主催レセプションへのブース出展

- ・在日外国人に対し、福井県の観光情報等を効果的にPRできるものとする。また、当該国と福井県とのつながり活かしたPRを行うこと。
- ・ブース出展については以下のブース内容とし、ブース設営、運営を行うこと。なお、ブースのスペースは長机2本分程度を想定すること。
 - ① パンフレットコーナー、伝統工芸品の展示
 - ・福井県の観光情報等を効果的にPRできるものとする
 - ② 福井県産品飲料の提供
 - ・福井県の地酒について500名分の提供を行うこと
 - ・福井県産品のソフトドリンクについて500名分の提供を行うこと
- ・レセプションでの食事について、大使館指定のレストランと連携し、県産食材を使用したメニューを2品提供すること
- ・レセプション参加者は500名程度を想定すること
- ・レセプション参加者は駐日外交団、外国商工会議所の職員、在日企業の職員、在日コミュニティ等を想定すること
- ・レセプション参加者の本国からのインバウンド誘客につながるよう工夫すること
- ・レセプション会場については大使館指定のホテル等を想定すること
- ・当日のスタッフとして運営スタッフ1名以上、通訳スタッフ1名以上を配置すること
- ・ブース出展にあたり、出展料や、机・椅子等の備品にかかる貸出料等が発生する場合は費用に含めること。
- ・ブース出展の内容については契約締結後に福井県と協議し、進めること

(2) 在日外国人向けイベントへのブース出展（2回）

- ・在日外国人に対し、福井県の観光情報等を効果的にPRできるものとする。特に、福井県がインバウンド誘客を重視している国や地域（中国・香港、台湾、タイ、米国、

- フランス、豪州) 出身の在住者へ向けて効果的にPRできるものとする
- 参加者の本国からのインバウンド誘客につながるよう工夫すること
- 出展するイベント、およびブース設営、装飾、運営について企画提案を行うこと
- 上記のイベントでは来訪者に対し、ノベルティを配布すること
- 各イベントにてブース設営に必要なレンタル備品（机、椅子等）については費用を計上すること
- 当日のスタッフとして各イベントで運営スタッフ1名以上、通訳スタッフ1名以上手配すること

(3) 在日外国人向け広報媒体を使ったPR

- 6月～12月の間で1回以上実施すること
- 在日外国人向け新聞、雑誌、WEBなど効果的な媒体を使い、福井県PRを行うこと
- 使用言語は英語を必須とし、かつ幅広い国の閲覧者がいる媒体を提案すること。なお、英語以外での発信が可能である場合は提案に含めること。

(4) 在日外国人向けチラシの作成

- 別紙のチラシについて、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、ベトナム語、タイ語を含む6言語以上の作成を行うこと。なお印刷部数は1言語2,000枚以上とする。
- チラシデータについては福井県より提供を行うものとする。
- 8月までに印刷と納品を完了すること

(5) 業務報告

- 実績報告書を1部作成し、電子データ一式とともに提出すること

5 成果品

- 実績報告書、収支決算書 各1部
- 本業務において作成した資料等
- その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする。
- 納入場所：福井県東京事務所

6 その他（全体事項）

- 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとする。
- 制作物等の所有権、著作権等の全ての権利は、県に帰属するものとする。
- 受託者は、本業務委託実施にあたり、福井県と協議の上進めること。
- 受託者は、本仕様書、契約条項および関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者とが協議して定める